

改正

平成30年12月13日条例第18号

令和4年9月2日条例第22号

令和8年3月4日条例第7号

播磨町企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、町内において事業所の新設、増設又は移設をする事業者に対し奨励金を交付することにより企業の立地を促進するとともに、播磨町（以下「町」という。）の産業の活性化を図り、もって地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (2) 新設 町の区域内に事業所を有しない者が、町の区域内に新たに事業所を建設（事業所の買取りを含む。以下同じ。）し、又は町の区域内に事業所を有する者が、既存の事業所とは別に町の区域内に新たに土地を取得した上で事業所を建設することをいう。
- (3) 増設 町の区域内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で事業所を増設することをいう。
- (4) 移設 町の区域内に事業所を有する者が、当該事業所を町の区域内の他の土地に移設することをいう。
- (5) 対象事業所 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の同意を得た基本計画の計画期間内に、町の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域又は近隣商業地域において、新設、増設又は移設されるものをいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。
- (7) 投下固定資産総額 対象事業所の新設、増設又は移設に要した費用のうち、当該対象事業所が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）前3年以内に新設、増設又は移設した家屋並びにこれに付随して取得された土地及び償却資産に要したものの合計額をいう。

(奨励金)

第3条 町長は、予算の範囲内において、次の要件を満たす事業者に対し、奨励金を交付することができる。

- (1) 投下固定資産総額が1億円以上（中小企業者にあつては5,000万円以上）であること。
- (2) 投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者であること。

2 奨励金の額は、1年度における投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の額に、

次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じた額（当該額が5,000万円を超える場合は、5,000万円）とする。

年度	率
初年度（最初に固定資産税を課すべきこととなる年度をいう。）	10分の9
第2年度（初年度の翌年度をいう。）	4分の3
第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	2分の1

- 3 奨励金の交付を受けることができる期間は、操業開始日以後、投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税が次条第2項の指定事業者最初に課される年度から起算して3年度を経過するまでの期間とする。

（指定の申請等）

第4条 対象事業所の操業を開始しようとする事業者は、前条の奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に指定の申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請を行った事業者に対し、奨励金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該事業者を指定事業者として指定するものとする。

- 3 指定事業者は、第1項の申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 4 町長は、第2項の規定による指定又は前項本文の規定による承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

（指定事業者の責務）

第5条 指定事業者は、産業の振興に関する町の施策に協力するとともに、対象事業所周辺の環境の良好な維持に努めなければならない。

（報告の徴収等）

第6条 町長は、奨励金の交付を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、指定事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

- 2 指定事業者は、操業開始日から起算して10年を経過する日までの間、各決算年度の経営状況について、町長に報告しなければならない。

（地位の承継）

第7条 合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、対象事業所において操業を継続する場合に限り、町長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

（奨励金の交付の申請等）

第8条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 3 前項の規定により交付決定を受けた指定事業者は、第1項の申請の内容を変更し、中止し、

又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 4 町長は、第2項の規定による交付決定又は前項本文の規定による承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、町長に対し、奨励金の請求を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合において、必要と認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

- (1) 操業開始日から起算して10年を経過する日までの間に、対象事業所の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 操業開始日から起算して10年を経過する日までの間に、対象事業所において第2条第5号で定められた業種を行わなくなったとき。
- (3) 第4条第4項又は第8条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 奨励金を交付される見込みがなくなったとき。
- (5) 町税を滞納したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月13日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月2日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月4日条例第7号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。